

内閣府男女共同参画局 任期付職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、育児休業中の職員に代わって、当局の業務を行う職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定による任期付職員）を募集いたします。

1. 採用内容

職 名：内閣府事務官（係長級）

配 置 先：男女共同参画局男女間暴力対策課係長 併任総務課（予定）

募集人員：1名

採用期間：令和7年11月1日（予定）～令和8年3月31日（予定）

2. 職務内容

今回募集する職員は、男女共同参画局の事務のうち、男女間暴力対策課の係長として、同課が担当する性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力に関する調査や広報啓発のうち、災害時における予防・対応等に関係する事務に加え、総務課の併任職員として男女共同参画の視点からの防災に関する業務に従事することとなる。具体的には、

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の普及
- ・災害発生時の緊急対応（状況に応じた現地への派遣を含む）

等を業務とする。

3. 応募要件

- （1）大学卒業以上の学歴を有すること。
- （2）国又は地方公共団体の官公庁、独立行政法人等の公的機関、調査・研究機関、企業・団体等において、概ね7年以上の職務経験を有すること。
- （3）男女共同参画全般、性暴力・DV等の予防や被害者支援、防災等に関して、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有すること。
- （4）業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の一般的なスキルを有すること。

【注】上記(2),(3)の基準については、すべての要件を厳密に満たす必要があるというものではなく、要件を少し満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で優れた経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

4. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

（1）日本国籍を有しない者

（2）国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5. 応募要領

(1) 提出書類

ア. 履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ 写真を必ず添付すること。
- ・ 応募要件に合致する資格等があれば、記入してください。

イ. 志望理由書

- ・ A4横書き400字以内

ウ. 業務経歴書

- ・ これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・ 様式自由。A4横書き。

(2) 提出方法

郵送に限る。(封筒の表面に「任期付職員応募書類在中」と朱書きのこと)

(3) 書類送付及び問合せ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課総務担当補佐 担当：内野

電話番号 03-5253-2111 (内37503)

(4) 提出締切

令和7年9月26日(金) 必着

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

(5) 選考方法

1次選考：書類選考

2次選考：面接

※1次選考の結果、2次選考(面接)を行うことになった方にのみ、2次選考(面接)の日時・場所等をご連絡いたします。

※応募書類は、返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任をもって廃棄いたします。

6. 勤務条件

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」及び「内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令」による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：原則として午前9時30分から午後6時15分(土・日・祝日を除く)
(状況に応じて超過勤務(残業)を命ずる場合あり)

なお、短時間勤務が必要な場合には、相談に応じる。

勤 務 地：東京都千代田区永田町１－６－１ 内閣府男女共同参画局内
ただし、業務の習熟状況を踏まえ、上長の許可を得て、テレワークによる勤務を行うことも可能とする。
また、大規模災害発生時には、現地に派遣されることもある。

7. 給与等

給 与：国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

休 暇：年次休暇、特別休暇あり

服 務：国家公務員法に定める服務規程の適用あり

社会保険：国家公務員共済組合制度

8. その他

- （１）応募の秘密については、厳守いたします。
- （２）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。
- （３）採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- （４）採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以 上